

大嘗祭に関する二、三の問題

大嘗祭が律令制度下では唯一大祀と位置づけられる最も重要な祭儀である点に、異論はなからう。祭儀に関しては、神道学・日本史学・日本語学、更には民俗学などの各方面から研究がなされている。日本文学の立場からも、天孫降臨神話^①、海神宮訪問神話^②、神武東征伝説との関連性が、昭和三十年代以降盛んに論じられてきた。ところが大嘗祭の本質に目を向けると、対象とされる祭神には管見では九通りの説があり、祭儀の目的についても、折口信夫説^④のような何らかの通過儀礼的な意味合いを持つのか、献饒と共食^⑤にあるのかで、見解が大きく二分している。本稿では、大嘗祭がこうした不明瞭さを持つに至った経緯を考えてみたい。大嘗祭そのものの検討は、神道史学・日本史学の立場からなされるべきであるとの批判が当然予想されるので、先ずはじめにこの点についての反論を示しておきたい。

工藤 浩

一
天皇即位儀礼は、現在は践祚・即位・大嘗祭の三部構成で行われている。践祚と即位とは本来は同義であったが、桓武天皇乃至は平城天皇の即位に際して、三種神器を即位する天皇に継承する践祚と、天皇が高御座に就く即位に分化したと指摘される。岡田精司は、この点を踏まえて天孫降臨神話に含まれる三種神器の授与という要素は、大嘗祭ではなく践祚・即位が分化する以前の狭義の即位儀と対応していることを指摘して、天孫降臨神話を大嘗祭の起源神話と考える三品彰英論をはじめとする当時の通説を批判した。岡田精司説は、即位儀（祭儀）から天孫降臨神話が作られるという方向で捉えているのである。

践祚と即位について井上光貞は、一つの儀礼から分化し

たのではなく、三種神器の継承を旨とする狭義の即位儀が、桓武天皇即位の際に初めて制度化され、平城天皇即位時に最初に実施されたとの見解を、岡田精司論の八年前に示している。井上の言う「制度化」とは、「思想が生じ」たこと、即ち概念が作られたことを意味しており、祭儀が常態化したことの謂いではない。井上説に拠るなら、天孫降臨神話の三種神器は、桓武・平城天皇の時代以降に天皇即位に際して執り行われる一連の祭儀の場で役割を担うようになったのである。そうした変化が、記・紀の神武天皇即位記事では触れられなかった三種神器について、次の『古語拾遺』の記事を齎す展開となる。

天富命、諸の齋部を率て、天璽の鏡・劍を捧げ持ちて、正殿に安き奉り、并瓊玉を懸け、其の幣物を陳ねて、殿祭の祝詞す。〔其の祝詞の文は別巻に在り。〕

井上の論では、記・紀の神話から新たな祭儀としての即位儀が作られ、更にそこから古語拾遺の神武即位記事の記述が生まれるという三段階を踏んで、神話・伝説と祭儀とが関わり合っていることになる。

践祚と即位の儀礼について加茂正典は、井上とは異なり、通説のように三種の神器の継承、高御座への着座から成る即位儀が行われていたことを認めた上で、桓武朝の即位儀の唐風化に伴って、和風の祭儀要素としての三種神器の継

承と天神寿詞の奏上とが大嘗祭に吸収されたものと考え、この改変によって、三種神器が新天皇の手に渡るには、大嘗祭を待たなければならなくなってしまう事態を回避するため、新儀としての践祚が始められたと見るのである。その場合、三種神器は二度新天皇に献上されることになる。加茂説に拠るとすれば、践祚と即位が一体の古い儀礼に基づいて、記・紀の天孫降臨神話が作られたと考える岡田精司説が成り立つ余地が出てくる。また、前掲の古語拾遺の引用部分の「天璽の鏡・劍を捧げ持ちて、正殿に安き奉り」とは、桓武即位以前の践祚・即位一体の祭儀を反映しているのか、桓武即位以降の大嘗祭に組み込まれた神器の献上を指すのか、或いは桓武即位に際して新規に行われるようになった践祚を示しているのかという、三通りの可能性が生じてくる。更にまた、加茂が述べたような経緯で天皇即位儀礼が変化した場合に、そうした事情を知らずに三種神器の授与を含んだ記・紀の天孫降臨神話を、桓武即位以降の三種神器の継承を次第に加えた大嘗祭と結び付けて、両者の対応関係が論じられてしまう危惧が生まれる。即ち、九世紀初頭八〇六年の桓武天皇以降の大嘗祭の実態を、一世紀近く前倒しした記・紀の解釈が生じ得る点が、大きな問題なのである。

祭儀の変化は、記・紀神話の訓詁注釈の問題と不可分の

関係にある。神話と祭儀との影響関係を論ずる場合、文学の立場での研究には、祭儀の変化を視野に入れず固定的に捉えて考える傾向があるように思われる。同様に神道学・日本史学の側のそれに於いては、神話が成立し受容される過程の変化が等閑に付されがちだとも感ずる。祭儀と神話の何れも固定的ではなく、常に変化してゆくものとして動的に捉えながら、両者の関係を見定めてゆく必要があるのではないか。記・紀成立以降の状況に基づいて記・紀神話を解釈するような恣意性を避けるためには、文学研究の立場からも、祭儀の変化を考慮に入れることはむしろ必須だと考える所以である。

二

大嘗祭の成立は、七世紀後半、即ち天武天皇乃至は持統天皇の即位に際してと考えられている。

目的については、先述のように二通りの解釈がある。通過儀礼説は、即位した天皇が大嘗祭を行うことで天皇としての資格を得るとする考え方であり、言うまでもなく次に掲げた折口信夫の提唱するマドコオフスマの秘儀によって、新天皇の身体に天皇霊を入れる儀礼と見る説に始まる。

此すめみまの命に、天皇霊が這入つて、そこで、天子様はえらい御方となられるのである。(中略)

大嘗祭の時の、悠紀・主基両殿の中には、ちやんと御寝所が設けられてあつて、蓐・衾がある。褥を置いて、掛け布団や、枕も備へられてある。此は、日の皇子となられる御方が、資格完成の為に、此御寝所に引き籠つて、深い御物忌みをなされる場所である。実に、重大なる鎮魂ミケツマリの行事である。(中略)

物忌みの期間中、外の日避ける為にかぶるものが、真床襲マドコオフスマ衾である。此を取り除いた時に、完全な天子様となるのである。¹⁰⁾

洞富雄が、先帝の亡骸と添い寝することで天皇霊が継承されると解釈したのも、通過儀礼説に属する。これと真つ向から対立する捉え方に岡田莊司らの献饌・共食説がある。

大嘗祭は東または東南の伊勢の方角に向かって天照大神をお迎えし、神膳供献と共食儀礼を中心とする。そして第一の神座(寢座)にお移りいただき一夜休まれる。ここは天皇といえども不可侵の「神の座」である。悠紀(斎忌)殿・主基(次)殿とも、二殿合一であり、嘗殿二殿を別個に考える必要はない。要は丁重に大神を迎え清浄を重んじる主旨から、暁神膳も新殿を用いるにすぎない。主基殿における神膳供進、共食(薦享儀)が終わると夜空は次第に明るくなり、大神は帰られてゆく。

祭神に関しては、最初に触れたように九通りの神々が挙げられている。即ち、a 天神地祇、b 天皇、c 天照大神、d 御膳八神、e 豊受大神、f 太一、g 大綿津見神、h 地方豪族の祖神、i 稲魂のごとき一對の神霊であつて、例えば①の a 天神地祇と b 天皇のように、a \ i を組み合わせて論じられている。

① a 天神地祇と b 天皇

大嘗（謂嘗₁新穀₂以祭₃神祇₄也。朝諸神之相嘗祭也。夕則供₅新穀於至尊₆也。）（卷一 職員令条神祇官）

九天皇即位。惣祭₁天神地祇₂。（謂₃即位之後仲冬乃祭₄。下條所₅謂大嘗者₆。每₇世一年。國司行₈事。是也。）散齋一月。（謂仲冬之月自₉朔至₁₀晦也。）致齋三日。（謂自₁₁丑至₁₂卯也。其辰日以後。即爲₁₃散齋₁₄。故下條云。致齋前後兼爲₁₅散齋₁₆也。）（卷二 神祇令）

② c 天照大神と a 天神地祇

廿五日。丁卯。公家於悠紀主基神殿。可被行請申詞。一昨日廿三日教申之。此事最秘藏事也。代々此事不載家記。又無知人歟。秘藏事也。其詞云。

坐伊勢五十鈴河上 天照大神。又天神地祇諸神明白。朕因皇神廣護。國中平安。年穀豊稔。覆壽上下。救濟諸民。仍奉供今年新所得新飯如此。又於朕躬。攘除可犯諸災難於未萌。不祥惡事遂莫犯來。又於高山

深谷所々社々大海小川名厭祭者。皆盡銷滅而已。是尤秘事也。朕字ハ只次第書様也。實祈請時ハ可爲實名者也。（大嘗會供神膳秘記）

③ c 天照大神

まさしく天照おほん神をおろし奉りて天子みつから神食をす、め申さる、ことなれば一代一度の重事これにすべからず

④ a 天神地祇（天神—悠紀 地祇—主基）

問、悠紀、主基者、何謂哉、

答、悠紀神殿者、則天神地祇、勸請之道場之本名也、

故頌曰、天神齋場悠紀殿、地祇齋場主基殿

問、悠紀主基、兩神殿之由來、何謂哉、

答、我朝、一代一度之大嘗會之時、於₁大政官廳₂、

造₃二件兩神殿₄、天子行幸坐、有₅其作法₆、日本無

大嘗、是也、悠紀者、万宗壇之神殿也、主基者、

書源壇之神殿也、故頌曰、悠紀神殿 万宗壇 主基

神殿 諸源壇

⑤ d 御膳八神と c 天照大神・e 豊受大神

標の山を迎え来た八神についていかに観念してよいであらうか。大嘗宮における親祭とも無関係とは考えられない（中略）神供を盛り供える枚手は十枚（中略）この二神こそ内宮の皇祖と外宮の豊受大神ではあるま

いか。¹⁸⁾

標の山が神の依代とすれば、これに降臨の神は、まさしく、齋田齋場並びに北野の齋場に鎮祭の八神殿の祭神、すなはち御膳の八神と考えてよいであろう。¹⁹⁾

⑥ c 天照大神と b 天皇

大嘗祭に於ける大嘗宮（悠紀・主基両殿）の祭神は、御座と相對して設けられた唯一の神座に坐す神を以て云ふならば皇祖天照大神一神であり、天皇は皇祖の大御神より齋庭の穂をいただくのである、その際、先づ天神地祇に神膳を供して「相嘗」せられるのであると云へる。若し、中央の第一の神座（寢座）に坐すのが祭神であるならば、真床覆衾にくるまれて天降り坐す皇御孫命、即ち天皇といふほかはない。²⁰⁾

⑦ c 天照大神と f 太一

私見によれば、大嘗祭の祭神は、次の三位一体と推理されるのである。

・ 皇祖天照大神 ・ 太一 ・ 天皇靈²¹⁾

⑧ g 大綿津見神や h 地方豪族の祖神

大嘗祭の本質は、①「海原」と「葦原中国」とが「高天原」の王の末裔に服属し、②領土の讓渡を受けた天神御子・天皇が、両世界の王の女との聖婚を通じて、両世界を正當に支配しうる呪能を備えた王となるため

の儀式であることにあつた。²²⁾

⑨ i 稻魂のごとき一対の神靈

民間のあり方から宮廷祭祀のあり方を推論するのは方法的に問題があるにしても、大嘗・新嘗・月次神今食からなる宮廷嘗祭の祭神は名ある神ではなく、稲やその他の農産物の育成や豊穰に力のあつた稻魂のごとき神靈であつたと考えるのである。²³⁾

三

祭神に関する九説を示したものが次頁に掲げる表である。この中で、⑦と⑨説の f と i に関しては、大嘗祭の祭神と考えるには根拠が乏しいと判断される。⑦が f 太一を挙げる理由は、天武即位前紀の帝紀の記事に見られる「能^二天文遁甲^一」の記述にある。天文、占星術に長じていたことから、天武が日本書紀の本文に言及されない太一を大嘗祭の祭神に加えたであろうとする論法は短絡と言わざるを得ない。⑧は g 大綿津見神と h 地方豪族の祖神を考える。前者は、海神宮訪問神話を大嘗祭の起源とする説に立つている。『代始和抄（御代始抄）』に付された兼俱の宗祇に対する追記²⁴⁾に始まる考えて、海神宮訪問神話の「みちのかは八重」を大嘗祭の八重疊・坂枕と対応させているのである。加えて近代の説では、日本書紀神代下第十段一書四にマド

	成立	著者	書名	天神地祇	天皇	天照大神	御膳八神	豊受大神	太一	大綿津見神	地方豪族祖神	一对の稲魂
①	八三三	清原夏野	令義解	○	○							
②	一二二二	後鳥羽院	後鳥羽院宸記	○	○							
③	一三三C	一條兼良	代始和抄		○							
④	一五〇 一六C	卜部兼俱	唯一神道名法要集	○								
⑤	一九七八	川出清彦	祭祀概説		○							
⑥	一九七八	真弓常忠	大嘗祭宮の祭神		○							
⑦	一九八七	吉野裕子	大嘗祭	○*	○							
⑧	一九九一	水林 彪	記紀神話と王権の祭り							○		
⑨	一九九三	森田 悌	天皇の祭り 村の祭り									○

※ここでは「天皇霊」とされる(前頁参照)。

コオフスマが現れる点が根拠とされており、日向神話の位置づけとも関わる大きな問題を含んでいる。ホヨリが海神の女トヨタマビメとの婚姻によって、生まれたウガヤフキアヘズに海神の霊威が取り込まれるのだが、一代前のニニギが大山祇神の女コノハナサクヤビメとの婚姻によって山の神の霊威がホヨリに備わるのと同じ意匠であり、海神宮神話だけを大嘗祭と関わらせる解釈は適切ではない。山神、海神の霊威が、神代の最終局面で天照直系の皇統譜に取り

込まれた事が重要なのであって、皇統譜上の意味を越えた天皇即位儀礼としての意義が認められないことは、岡田精司の批判⁽²⁵⁾のとおりである。後者のh地方豪族の祖神を、天皇が即位に際して祀らねばならない必然性も理解できない。⑨の一对の稲魂は、能登半島で行われているアエノコトの祭神から類推した説である。二十世紀の石川県の民俗資料を根拠に、七世紀後半に始まった宮廷祭祀の祭神を考えるという方法が有効であるとは全く考え難い。

①～⑥に挙げられたa天神地祇、b天皇、c天照大神、d御膳八神及びe豊受大神が検討すべき対象となろう。先ず、①②④⑥が、二つのカテゴリーの神々を一对の祭神と見做している点が注目される。既に否定した⑦～⑨の中にも、こうした意識は窺われる。これは、大嘗宮が悠紀・主基の二殿であることに基づいており、①④⑥は祭儀が二度繰り返されること、②は神殿の様式が伊勢神宮の内宮・外宮のそれと共通する点をそれぞれ根拠としている。⑤は、引用したように悠紀・主基両殿の儀で用いられる器の枚数を出発点に、祭神十神の内訳をd御膳八神とc天照大神・e豊受大神に充てている。ここにも②と同様の発想が認められる。

大嘗祭に於いて、同じ次第が悠紀・主基の二回繰り返されることを不要な重複と捉える見解もある。周知のように、両殿で供されるのは、卜定で選ばれた悠紀・主基国の齋田で作られた米である。概ね悠紀国は東国、主基殿は西国で何れも畿外から選ばれるが、必ずしも原則通りではない。祭儀が二度行われるのは、祭神の数ではなく、祭儀の饗に用いる米の産地の問題だと考えられる。雄略記所載の三重采女の歌(記・一〇一)には、

榎木は 上つ枝は天を覆へり 中つ枝は東を覆へり

下つ枝は鄙を覆へり

の詞章がある。祭儀の反復は、傍線部のように、「天」の下なる都に座す天皇の支配領域を「東」「鄙」に二分しているためと見るべきであって、悠紀・主基殿の祭神を別箇に捉える必要はないのである。

いっぽう大嘗宮の社殿様式については、夙に次の荷田在満の指摘がある。

悠紀の御殿をたつ。此内にて天神を祭り給ふ。(中略)
棟は皮付の松の木にて南北の端にかたそぎあり。外の方をそぐ。棟にかつを木を渡こと三所、南北のけらばの下に搏風あり。ちぎとて木の頭を出すこと棟より西に四つ、東に四つ。(中略)主基の御殿をたつ。此内にて地祇を祭り給ふ。たて様、大きさ、入口の付様まで、悠紀の御殿に少しも異なる事なし。只かつを木のそぎ様外の方をそがずして下の方をそぐ。

「かつを木」は「千木」の誤りだが、傍線を付した悠紀殿は「外の方をそぐ」、主基殿は「外の方をそがずして」のように実際の両殿の千木とは逆の説明がなされている。

この点は、大野健雄が指摘するように、置き千木は上部と下部とが逆に削がれていて、その下部のことを述べているのである。千木は、本来屋根の用材を交叉させて結わいた名残であり、強度を高めるための実用的な技法であったが、後に裝飾化されて屋根の上に取り付ける置き千木となる。

悠紀殿の女千木が伊勢内宮に、主基殿の男千木が外宮に、それぞれ做つたとの指摘は尤もであるが、それが中世以前まで遡ることを示す史料は存在しない。近世以降の悠紀・主基殿の千木の状態から、祭神を女神・男神としたり、性別は問わないまでも、一対の神と見るべき必然性は認められないのである。この点を確認した上で、祭神に係る六説を検討してゆきたい。

①②④で祭神とされるa天神地祇は飛鳥浄御原令以降の用語であり、天武・持統朝には神祇政策として天神地祇への班幣が推進されたことが指摘される。①の『令義解』巻二神祇令に書かれた「凡天皇即位。惣祭²⁹天神地祇。」の記事は、広義の天皇即位儀礼を始めるにあたって、先ず天神地祇を惣祭すべきことを示しているのであって、大嘗祭の祭神を言っているのではない。④についても、天神・地祇の其々を悠紀殿・主基殿の祭神とすべき根拠は見いだせない。②は、先述のように悠紀殿・主基殿をそれぞれ伊勢内宮・外宮に対応させて、祭神を「天照大神。又天神地祇諸神明白。」と述べている。「年穀豊穰」への言及から、天神地祇の代表として豊受大神を位置付ける意識が窺われるが、先に見たように大嘗宮の千木から祭神の性別を推定する考えは適切ではない。

⑤で挙げられるd御膳八神は、平安時代には神祇官西院

(齋院)にあつた八神殿に祀られていて、その衰退後の近世には吉田神社・白川家邸内に遷され、更に近代に入ると吹上御苑東南の宮中三殿の一である神殿(天神地祇を祭る)に祀られるようになった神々である。文献的には、次に引用する『古語拾遺』の神武天皇即位記事が初出である。爰に、皇天二はしらの祖の詔に仰従ひて、神籬を建樹つ。所謂、高皇産霊・神産霊・魂留産霊・生産霊・足産霊・大宮壳神・事代主神・御膳神。(已上、今御巫の斎ひ奉れるなり。)

既に大同二(八〇七)年の時点で、天皇即位儀礼の中で祀られた神々であることがわかる。しかし、延喜式には、

鎮魂祭〔中宮准³⁰此。但更不³¹給³²衣服。〕

神八坐〔神魂 高御魂 生魂 足魂 魂留魂 大宮女御膳魂 辭代主〕(巻一 神祇二 四時祭下)

とあって、この八神は、大嘗祭ではなく鎮魂祭の祭神とされる。鎮魂祭は四時祭の一として、霜月中寅の日に実施される。大嘗祭の行われる卯・辰・巳の日の前日で、冬至の時期にあたり、弱まった太陽を力づけるタマフリを原義として、アマテラス直系の子孫である天皇の霊を力づける意味を見出す考えもある。天皇霊に話が及ぶと俄かに承服し難い面もあるが、ムスヒの神々五神を含むd御膳八神を祭神とする鎮魂祭が、一連の天皇即位儀礼の中に位置付けら

れることも自然の流れとして理解される。d御膳八神は、大嘗祭の祭神ではないと見るべきである。⑤は、八神に②と同様の発想でc天照大神とe豊受大神を加えた十神を祭神と見做すが、枚手の十枚が祭神の数である保証はないのである。

①⑥がb天皇を祭神に加えていることの是非は次節に廻し、先に大嘗祭の祭神としてのc天照大神を検討する。日本書紀のアマテラスと伊勢神宮に関する記事を次に掲げる。

A 是の時に、**天照大神**、手に宝鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝きて曰はく、「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るがごとくすべし。与に床を同じくし殿を共にして、齋鏡とすべし」とのたまふ。復天兒屋命・太玉命に勅すらく、「惟爾二の神、亦同に殿の内に侍ひて、善く防護を為せ」とのたまふ。

(神代下第九段一書二)

B 三月丁亥の丙申に、**天照大神**を豊稻入姫命より離ちまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮め坐させむ処を求めて、菟田の笹幡に詣る。「笹、此をば佐佐と云ふ。」更に還りて近江国に入りて、東美濃を廻りて、**伊勢国**に到る。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰く、「是の神風の伊勢国は、常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可憐し国なり。是の国に居ら

むと欲ふ」とのたまふ。故、大神の教の隨に、其の祠を伊勢国に立てたまふ。因りて**齋宮**を五十鈴の川上に興つ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始めて天より降ります処なり。

(垂仁二五年)

C 丙戌に、且に、朝明郡の迹太川の辺にして、**天照太神**を望拝みたまふ。

(天武元年六月)

D 夏四月の丙辰の朔己巳に、大来皇女を**天照大神**に遺侍さむとして、泊瀬齋宮に居らしむ。是は先づ身を潔めて、稍に神に近づく所なり。

(天武二年)

E 十二月の壬午の朔丙戌に、大嘗に侍奉れる中臣・忌部及び神官の人等、并て播磨・丹波、二の国の郡司、亦以下の人夫等に、悉に禄賜ふ。因りて郡司等に、各爵一級賜ふ。

(天武二年)

F 是も時に當りて、大津皇子、皇太子を謀反けむとす。

(天武天皇末鳥元年九月十一日)

G 十一月の己辰に、大嘗す。神祇伯朝臣大嶋、天神寿詞を読む。壬辰に、公卿に食衾玉府賜ふ。乙未に、公卿より以下主典に至るまでに饗たまふ。并せて絹等賜ふこと、各差有り。丁酉に、神祇官の長上より以下、神部等に至るまで、及び供奉れる播磨・因幡の国の郡司より以下、百姓の男女に至るまでに饗宴たまひ、并せて絹等を賜ふこと、各差有り。

(持統五年)

大嘗祭の始まりを、天武天皇代（E）とする説もあるが、概ねGの持統天皇五年と考えられている。Aは天孫降臨神話の鏡の祭祀にまつわる神勅、Bは垂仁条の伊勢神宮創祀に関する記事で、ここまでは神話・伝説の範疇である。Cの壬申紀が、伊勢神宮についての歴史上の初出記事である。その後壬申の乱に勝利した大海人皇子が、即位二年目に大来皇女を齋宮に任ずるが、大津皇子事件（F）のため大来皇女は齋宮の職を解かれている。万葉集に見られる「大君は神にしませば」の天皇神格化表現が編み出され、皇祖神天照大神を頂点とする神祇制度が整えられる、天武・持統朝の時代背景の下で始められた大嘗祭の祭神は、c天照大神を措いて他には考えられないであろう。

四

大嘗祭の目的は、最初に触れたように折口信夫にはじまるマドコオフスマの秘儀による天皇霊の獲得を本義とする通過儀礼説と、献饌・共食説に二分される。マドコオフスマの秘儀が行われたことを示す文献史料は存在しておらず、現行の大嘗祭でも天皇は寝具に触れることすらない。悠紀・主基殿に敷かれた寝具をマドコオフスマと同一視する概念は、『日本書紀傳』以前には確認できない³⁴。通過儀礼説の唯一の根拠としては、次に引用する『江次第抄』巻第

七所引「新儀式」の記事が存在する。

新儀式曰近仗陣陛下小忌五位已上與掃部寮官人執御疊至階左近衛少將已上共升監鋪御疊訖退出閉門内侍率縫司等供寝具〔内裏式云、縫殿寮供寝具者、天皇御之者、而今唯与内侍藏人縫殿司供之〕於神座上退出亥一剋采女就内侍申時至也。縫司供御衣履等内藏寮供幘著御畢（中和院神今食条）

「天皇御之」を、縫殿寮が寝具を供した後、「天皇がその寝具にお入りになる」意に解するのである。

この「新儀式」逸文の割注を、岡田莊司は「縫殿寮供寝具」で切つて、「天皇御之」を天皇が中和院神嘉殿に着座したことを表す表現ととる。確かに、六国史等の用例では天皇の所作として「御」が用いられる場合、建物に「お出ましになる」意の用例が圧倒的多数を占めている。

しかし、割注をここで切るのは不自然な解釈であり、「之」が寝具を指す以外の解釈は考え難い。森田悌は「御」をオサムと訓じ、天皇が縫殿寮の供した寝具を整える意と解して文脈上の不自然さを解消している。岡田莊司は、森田説を受けて自説を改め、天皇が縫殿寮の供進に立ち会うために、神殿に出御する意と解釈を修正している³⁵。しかしながら、『貞観儀式』以下の儀式書や、平成の大嘗祭を詳細に記録した鎌田純一『平成大禮要話』の何れの記事からも、

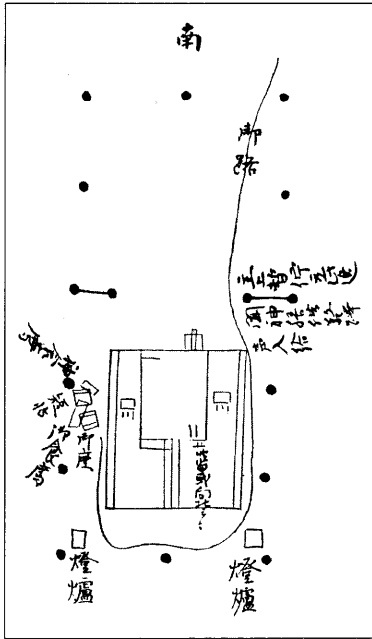
準備段階で天皇が大嘗宮に赴いて会場設営に立ち会ったり、そこに関与したことは確認ができない。

次に引用する『江家次第』には、悠紀殿の中での天皇の進む道筋の記事がある。

亥一刻采女申_レ時、「取_二削木_一就_二殿南戸邊_一申_レ之_一」
皇上召_二削木御手水_一、「女藏人傳供、近例頭・藏人奉_レ之_一」

入_二自_一中戸_一經_二神座西并北_一、著_二神座以東御座_一
(卷第十五 踐祚下 大嘗會卯日)

中の戸から入り、神座(寝具)の西・北と経て東の御座に着くというのである。この道筋は、次に掲げる『後鳥羽天皇宸記』⁴⁰所載の大嘗宮の内部を示した最古の図に描かれた



「御路」と一致している。

寝具のところまではほぼ真北に向かつて進み、一旦やや西側に寄りながら更に北進した後、二度右折して神座の北面を回り込んで東側の御座に着くことが実線で記されている。『新儀式』の「天皇御_レ之_一」は、大嘗宮内に入った天皇が、御座に着く前に縫殿寮の敷いた寝具の前に進むことを示している⁴¹と解されるのではないだろうか。この所作は、祭る側の天皇が、祭祀の対象である皇祖神天照大神を献饌の行われる短帖まで案内するために、寝具の所に「お出ましにな_レ」って出迎える意味を持つものと推定される。こうした解釈が可能ならば、通過儀礼説の根拠は失われることになる。祭儀の目的は、即位した天皇が悠紀国・主基国に産した米を中心とした神饌を皇祖神としての天照大神に献じて、共食することにあると捉えるべきという結論に帰結する。天皇は天照を祭る側であつて、前節①⑥のように大嘗祭の祭神と見るのは誤りであろう。

通過儀礼説を否定して、大嘗祭の目的を天皇による皇祖神天照大神への献饌と共食に限定してしまつと、即位儀礼の中心をなす儀礼としての意味を疑問視するむきもある⁴¹。

この点については、大嘗祭の成立した七世紀後半の時代背景を前提に考えなければなるまい。斎宮に姉の大伯皇女を訪ねたことが、私幣禁断の制への抵触と見做されたとも言

われる大津皇子事件（前節F）の僅か八年後に、持統天皇が⁴²大嘗祭を行つてゐること（前節G）自体が、天照大神の祭祀権を掌握したことを世に知らしめる意味で、即位儀礼として充分に機能してゐると捉えることができるのである。

五

大嘗祭の実態を捉え難くする要因としては、祭儀の中心が悠紀・主基両殿内で秘儀として行われたことと、中世から近世に至る二二一年に及ぶ断絶の二点が大きく作用してゐる。秘儀とされた理由は、大嘗祭が天皇自身によつて行われることを必要としたためであり、祭儀の内容と直接関係するものではないだろう。大嘗祭を中心とする天皇即位儀礼は、成立してからさほど間を置くこともなく大小の変化を余儀なくされ続けたことははじめに述べたが、即位した天皇による皇祖神天照大神への献饌と共食という本質までは、その変化に晒されることはなかつたものと考えられる。

応仁の乱に端を発する社会情勢の混乱のため、文正元（一四六六）年、第一〇三代後土御門天皇の即位時を最後に九代に互つて途絶えた大嘗祭は、漸く第一一三代東山天皇の即位した貞享四（一六八七）年に実施されるが、この年には『萬葉代匠記』初稿本が出されている。次代の中御門天皇を措いて元文三（一七三八）年に行われた第一一五

代桜町天皇の大嘗祭以来本格的に復興されたが、その二年後の元文五（一七四〇）年に『大嘗祭便蒙』を著したこと、荷田在滿は百日間の閉門の咎を受けることになる。近世の大嘗祭の復興には、国学者による記・紀の訓詁注釈の営為が大きく関与していることが容易に想像される。

悠紀・主基両殿内に設えられた神座が、天孫降臨神話と海神宮訪問神話に現れるマドコオフスマと呼ばれたのは、既に幕末となつた文久二（一八六二）年脱稿の鈴木重胤『日本書紀傳』に始まり、折口説を経て、『帝室制度史』⁴³では大嘗祭の「起原」を、日本書紀の天孫降臨神話の「神器」⁴⁴「斎庭の瑞穂」がニギノミコトに与えられたことに求める見解が明記されるに至る。近代の日本書紀の注釈書では、管見の限りでは日本古典全書を除いた全てに於いて、真床覆衾を大嘗祭と関連付けた注釈が行われている。折口説の影響の大きさを改めて認識せざるを得ないのであるが、それ以上に問題なのは、近世に復興されて以降の大嘗祭の実態を、持統・文武・元明・元正四代の天皇の大嘗祭にまで遡らせて日本書紀を解釈することが罷り通つている点である。神話・伝説と祭儀、其々の辿つた変化を視野に入れた研究が必要なのではないだろうか。

注

- (1) 三品彰英『日本神話論』平凡社 昭和四五年、松村武雄『日本神話の研究』第一卷 培風館 昭和三〇年
- (2) 次田真幸『日本神話の構成』明治書院 昭和四八年
- (3) 西郷信綱『古事記研究』未來社 昭和四八年
- (4) 折口信夫『大嘗祭の本義』『折口信夫全集』第三卷 中央公論社 昭和四一年
- (5) 岡田莊司『大嘗の祭り』学生社 平成二年、『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館 平成三一年(以下、頁数は前者を再録した後者に拠る。)
- (6) 岡田精司『古代祭祀の史的研究』塙書房 平成四年
- (7) 井上光貞『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会 昭和五九年
- (8) 加茂正典『日本古代即位儀礼史の研究』思文閣出版 平成元年
- (9) 注(4) 前掲書一九三頁
- (10) 注(4) 前掲書一九五―一九六頁
- (11) 洞富雄『天皇不親政の起源』校倉出版 昭和五四年
- (12) 注(5) 前掲書一一六頁
- (13) 清原夏野編『令義解』(天長二〇833年) (新訂増補国史大系) 卷一職員令神祇官
- (14) 注(13) 前掲書卷二神祇令
- (15) 『後鳥羽院宸記』(建暦二1212年 和田英松編輯注『宸記集 上』藝林舎 昭和四九年)。ほか二条良基『永和大嘗会記』(大野健雄校注『踐祚大嘗祭』(神道大系朝儀祭祀編) 神道大系編纂会 昭和六〇年)、『大嘗会神饌仮名紀』(同上)、栗田寛『神祇志料』(皇朝秘笈刊行會 昭和二年) 関根正直『即位禮大嘗祭大典講話』東京寶文館 大正四年、鈴木重胤『日本書紀傳 六』(皇典講究所國學院大學 明治四五年)
- (16) 一条兼良『代始和抄』(故実叢書) 吉川弘文館 明治三〇年。ほか注(5) 前掲書
- (17) 卜部兼俱『唯一神道名法要集』(西田長男校注『卜部神道 上』(神道大系論說編) 神道大系編纂会 昭和六〇年。ほか忌部正通『神代卷口訣』(真壁俊信校注『日本書紀註釈 中』(神道大系古典註釈編) 神道大系編纂会 昭和六〇年、卜部兼右『神道名目類聚抄』(佐伯有義校訂 大岡山書店 昭和九年)、荷田在満『大嘗会儀式具釈』、『大嘗会便蒙』(何れも注(15) 前掲大野校注書)
- (18) 川出清彦『祭祀概説』学生社 昭和五三年 二九六―二九七頁
- (19) 川出清彦『大嘗祭における稲の取り扱いについて』(いなめ研究会編『新嘗の研究』2 学生社 昭和四二年 二七頁。ほか松前健『古代伝承と宮廷祭祀』塙書房 昭和四九年、三品彰英『古代祭祀と穀霊信仰』平凡社 昭和四八年)
- (20) 真弓常忠『大嘗祭宮の祭神』皇學館大學神道研究所編 昭和五三年 九六頁
- (21) 吉野裕子『大嘗祭』弘文堂 昭和六二年 一一九―一三〇頁

- (22) 水林彪『記紀神話と王権の祭り』岩波書店 平成三年
二五九頁
- (23) 森田悌『天皇の祭り 村の祭り』新人物往来社 平成
五年 一九七〇—一九八〇
- (24) 注(16) 前掲書
- (25) 注(6) 前掲書
- (26) 鳥越憲三郎『大嘗祭 新史料で語る秘儀の全容』角川
書店 平成二年
- (27) 『大嘗祭便覧』大野健雄校注『踐祚大嘗祭』(神道大系
朝儀祭祀編) 昭和六〇年 神道大系編纂会 五八〇—五
八四頁
- (28) 注(27) 前掲書、大野「解題」四四頁
- (29) 注(27) 前掲書、大野「解題」四六頁、林一馬『伊勢
神宮・大嘗宮建築史論』中央公論美術出版 平成二三年
四七五頁
- (30) 古川淳一「班幣祭祀の成立」『歴史』七四 平成二年
- (31) 森田悌『解体期律令政治社会史の研究』岩波書店 昭
和五七年 二五二頁
- (32) 拙稿「託宣と天神地祇の祭祀」『国文学研究』第一八
八集 令和元年 一八頁。なお巻一職員令が祭神を、朝
— 諸神、夕—至尊と記す点についての諸説は、田中初夫
『踐祚大嘗祭 研究篇』木耳社 昭和五〇年 一四五—
一五六頁参照。
- (33) 式内社調査會編纂『式内社調査報告』第一卷 皇學館
大學出版部 昭和五四年 一〇〇—一一頁
- (34) 注(8) 前掲書二九六—二九九頁
- (35) 「大王就任儀礼の原形とその展開」『古代祭祀の史的研
究』塙書房 平成四年 四五頁。なお、岡田は折口説に
与する立場ではなく、天皇と中宮との聖婚を想定してい
る。
- (36) 注(5) 前掲書一〇一—一〇二頁
- (37) 森田悌「大嘗祭・神今食の本義」山中裕・森田悌編
『論争日本古代史』河出書房新社 平成三年 二九〇—
二九一頁
- (38) 注(5) 前掲書一三〇頁
- (39) 鎌田純一『平成大禮要話 即位禮・大嘗祭』錦正社
平成一五年
- (40) 和田英松編輯注『宸記集 上』藝林舎 昭和四九年
- (41) 赤坂憲雄『結社と王権』作品社 平成五年 一四三頁
- (42) 注(6) 前掲書
- (43) 拙稿「大嘗祭の本義をめぐる私見」『古代研究』第五
十号 平成二九年
- (44) 注(8) 前掲書二九六—二九九頁
- (45) 帝國学士院編纂『帝室制度史』第四卷 帝國学士院
昭和一〇年
- ※ 本稿は二〇一九年度上代文学会大会に於ける講演(令和
元年五月二十五日、於九州女子大学)に基づくものであ
る。本稿をなすにあたり、日本学術振興会科学研究費補
助金、基盤研究(c)(研究番号18K00227)を受けた。